

13 心病む人にも福祉の光を

86・1・22

にこわかに旅人を招き入れて、深夜になるべしドからぬ出た足をノコギリで切り落す——こんな魔女の物語を、子供のころに読んで震え上がった覚えがある。

この日本で心を病んだ人は、この旅人と同じ立場におかれているのではないか。べしドは法律、魔女はお役人、切り落とされた足は福祉である。

二十一世紀に向かつて全面的に福祉制度を見直そう、そんな目標を掲げて福祉関係の三つの審議会の合同会議が発足した。この会議については、「福祉切り捨ての隠れみのにちがいなし」と疑つ人が少なくない。

もし、「切り捨て」が眞の目的でないのなら、会議のメンバーは、長年日本の福祉から置き去りにされてきた精神病の人たちやその回復者に福祉の光をあてる方策を真剣に考え

てほしい。

かつて精神病は「不治の病」と信じられていた。「何をするかわからぬ危険な存在」と思われていた。そんな病気は自分や家族には關係ないと多くの人が考えていた。

だが、今は違う。心臓病や肝臓病と同じように、だれもがかかり得る病気の一つであること、適切な治療で幻覚や妄想を撃退できるといふのがつきりしてきた。

ほんの痕跡も残さずに治ってしまう人もいる。通院が必要だが、それさえ続けば普通の生活ができる人もかなりの数にのぼる。ところが、この人たちの就職がひじくむずかしい。身体障害や精神薄弱の人たちのもう一つは雇用促進のための助成措置もない。

仕事をしたいのだが、症状を抑える薬のせにもあつて能率が落ちる人も、中にはいる。

長い入院生活による「浦畠太郎現象」のために浮世離れてしまい、病気は落ち着いているのに仕事につかない人も少なくない。

これらの人たちは、すべてには普通の職場では働けないにしても、福祉工場や授産施設のようなものがあれば十分仕事ができる。生きがいも持てる。なのに、どの施設も資金難で苦しんでいる。身体障害者や精神薄弱者とのような施設と違い、助成策が用意されていないからである。

今、日本の精神病院には約三十万のベッドがある。そのかなりの部分は、実は医療のためのベッドではない。病気は回復し、本人も社会に出たいのに、その受け皿がないためのアパート代わりに使われている。

身体障害や精神薄弱の人たちのためには都営住宅などが優先的に提供される。精神薄弱の人たためにには通勤寮、生活寮が用意されている。それなのに、精神病院退院者の住まいについては何の手もなしのぐらでてにならない。

援助を求めて窓口にやってくる家族や精神科医やケースワーカーに向かつて、お役人の答へはいつも決まっている。

「身体障害者や精神薄弱のよつに福祉法があれば、お手伝いできるんですけどね。精神病関係は精神衛生活で対応するよしながつしているので、福祉事業はダメなんですよ」

精神科的ハンディのある人たちは、昭和一十五年につくられた「精神衛生活法」の枠にしばられ、職業訓練も、福祉労務も、職業助成も、障害者用公営住宅も、住宅資金の貸し付けも、ホームヘルパーのよつに日常生活の援助も、すべて無縁のまま放置されてきた。

その結果、精神障害にまつわる医療費や生活保護費が無意味に増加し、しかも、心病む人たちから人間らしい生き方を奪つてしまだ。

「福祉政策の後退」がしげしげ語られる。だが、精神を病む人たちについては、後退しよつにも初めから福祉がなかつた。この事実を関係者は本気で考へるべきである。

●ことは

【精神分裂病】この病気の概念を提唱したスイスの精神医学学者アロイラードが、二十世紀初頭につくつた「シツオフレニ」の直訳ですが、科学的な根拠のない病名だという意見が強まりました。

02年8月、日本精神神経学会は、37年から使われてきた「精神分裂病」という病名を「統合失調症」に変更。厚生労働省は公的文書や診療報酬のレセプト病名に「統合失調症」を使つことを認め、この年の8月、自治体に通知しました。

●その後

87年 精神衛生活法を精神保健法に改正。入院患者の人権保護と社会復帰の推進をうたう。

95年 「精神保健福祉法（精神保健および精神障害者福祉に関する法律）」制定。福祉施策を法体系に位置づける。

『心病める人たち』石川信義著、岩波新書、90

『ここに病む人を支えるコツ』田原明夫著、解放出版社、96

『看護者のための精神保健福祉法』中央法規出版、96

『東京精神病院事情』東京精神医療人権センター、00

●〇四一二五二四一七五六六

『扉よりらけ5・大阪精神病院事情ありのまま』大阪精神医療人権センター、00
大阪市北区西天満宮五十九
五・谷山ビル